

■賃金・労働時間・雇用

掲載の遅れておりました平成8年2～9月および11月分の速報値をお知らせします。

※この地方調査の結果は事業所規模30人以上です。なお、事業所規模5人以上の結果についての問合せにも応じます。

(8年2月)

1. 平均賃金の推移

2月の現金給与総額は、調査産業計で301,509円、対前年同月比1.4%増、このうち、きまって支給する給与は300,220円、対前年同月比1.9%増であった。また、このうち、所定内給与は272,163円、対前年同月比もちあいであり、超過労働給与は28,057円、対前年同月比1.2%増であった。

なお、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、対前年同月比5.9%減であった。

(8年3月)

1. 平均賃金の推移

3月の現金給与総額は、調査産業計で323,715円、対前年同月比1.1%増、このうち、きまって支給する給与は296,031円、対前年同月比0.9%増であった。また、このうち、所定内給与は269,552円、対前年同月比0.5%減であり、超過労働給与は26,479円、対前年同月比7.0%減であった。

なお、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、対前年同月比6.9%減であった。

(8年4月)

1. 平均賃金の推移

4月の現金給与総額は、調査産業計で304,611円、対前年同月比0.5%増、このうち、きまって支給する給与は301,096円、対前年同月比1.0%増であった。また、このうち、所定内給与は272,561円、対前年同月比1.3%減であり、超過労働給与は28,535円、対前年同月比0.8%減であった。

なお、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、対前年同月比8.5%減であった。

(8年5月)

1. 平均賃金の推移

5月の現金給与総額は、調査産業計で302,968円、対前年同月比0.9%増、このうち、きまって支給する給与は299,600円、対前年同月比2.1%増であった。また、このうち、所定内給与は272,136円、対前年同月比0.4%減であり、超過労働給与は27,464円、対前年同月比3.7%増であった。

なお、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、対前年同月比8.4%減であった。

2. 労働時間

2月の総実労働時間は、調査産業計で163.1時間、対前年同月比2.5%減であった。このうち、所定内労働時間は149.1時間、対前年同月比2.8%減、所定外労働時間は、14.0時間、対前年同月比0.1%増であった。

3. 雇用の動き

2月の雇用の動きを常用雇用指数によってみると、対前年同月比3.5%減であった。

2. 労働時間

3月の総実労働時間は、調査産業計で159.5時間、対前年同月比4.7%減であった。このうち、所定内労働時間は146.1時間、対前年同月比5.0%減、所定外労働時間は、13.4時間、対前年同月比2.0%減であった。

3. 雇用の動き

3月の雇用の動きを常用雇用指数によってみると、対前年同月比6.0%減であった。

2. 労働時間

4月の総実労働時間は、調査産業計で168.3時間、対前年同月比4.0%減であった。このうち、所定内労働時間は154.0時間、対前年同月比4.4%減、所定外労働時間は、14.3時間、対前年同月比0.9%増であった。

3. 雇用の動き

4月の雇用の動きを常用雇用指数によってみると、対前年同月比6.1%減であった。

2. 労働時間

5月の総実労働時間は、調査産業計で153.7時間、対前年同月比3.0%減であった。このうち、所定内労働時間は140.6時間、対前年同月比2.9%減、所定外労働時間は、13.1時間、対前年同月比2.8%減であった。

3. 雇用の動き

5月の雇用の動きを常用雇用指数によってみると、対前年同月比6.0%減であった。

(8年6月)**1. 平均賃金の推移**

6月の現金給与総額は、調査産業計で665,332円、対前年同月比0.6%増、このうち、きまって支給する給与は302,331円、対前年同月比0.4%増であった。また、このうち、所定内給与は274,390円、対前年同月比2.5%減であり、超過労働給与は27,941円、対前年同月比3.7%増であった。

なお、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、対前年同月比8.3%減であった。

(8年7月)**1. 平均賃金の推移**

7月の現金給与総額は、調査産業計で420,306円、対前年同月比0.5%減、このうち、きまって支給する給与は300,265円、対前年同月比0.1%増であった。また、このうち、所定内給与は273,445円、対前年同月比2.7%減であり、超過労働給与は26,820円、対前年同月比3.6%増であった。

なお、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、対前年同月比9.8%減であった。

(8年8月)**1. 平均賃金の推移**

8月の現金給与総額は、調査産業計で326,107円、対前年同月比0.8%減、このうち、きまって支給する給与は305,748円、対前年同月比5.2%増であった。また、このうち、所定内給与は277,506円、対前年同月比1.6%増であり、超過労働給与は28,242円、対前年同月比14.2%増であった。

なお、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、対前年同月比9.5%減であった。

(8年9月)**1. 平均賃金の推移**

9月の現金給与総額は、調査産業計で302,691円、対前年同月比1.7%増、このうち、きまって支給する給与は300,073円、対前年同月比1.8%増であった。また、このうち、所定内給与は274,568円、対前年同月比0.3%減であり、超過労働給与は25,505円、対前年同月比5.8%減であった。

なお、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、対前年同月比7.9%増であった。

(8年11月)**1. 平均賃金の推移**

11月の現金給与総額は、調査産業計で320,961円、対前年同月比1.8%減、このうち、きまって支給する給与は304,299円、対前年同月比3.2%増であった。また、このうち、所定内給与は275,605円、対前年同月比10.5%減であり、超過労働給与は28,694円、対前年同月比2.6%増であった。

なお、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、対前年同月比10.5%減であった。

2. 労働時間

6月の総実労働時間は、調査産業計で167.5時間、対前年同月比5.8%減であった。このうち、所定内労働時間は153.9時間、対前年同月比6.7%減、所定外労働時間は、13.6時間、対前年同月比4.2%増であった。

3. 雇用の動き

6月の雇用の動きを常用雇用指数によってみると、対前年同月比5.8%減であった。

2. 労働時間

7月の総実労働時間は、調査産業計で165.8時間、対前年同月比4.2%減であった。このうち、所定内労働時間は152.2時間、対前年同月比5.6%減、所定外労働時間は、13.6時間、対前年同月比11.0%増であった。

3. 雇用の動き

7月の雇用の動きを常用雇用指数によってみると、対前年同月比5.6%減であった。

2. 労働時間

8月の総実労働時間は、調査産業計で166.2時間、対前年同月比8.1%増であった。このうち、所定内労働時間は152.0時間、対前年同月比7.0%減、所定外労働時間は、14.2時間、対前年同月比20.5%増であった。

3. 雇用の動き

8月の雇用の動きを常用雇用指数によってみると、対前年同月比5.7%減であった。

2. 労働時間

9月の総実労働時間は、調査産業計で160.5時間、対前年同月比6.7%減であった。このうち、所定内労働時間は146.9時間、対前年同月比7.9%減、所定外労働時間は、13.6時間、対前年同月比6.9%増であった。

3. 雇用の動き

9月の雇用の動きを常用雇用指数によってみると、対前年同月比6.1%減であった。

2. 労働時間

11月の総実労働時間は、調査産業計で167.3時間、対前年同月比3.1%減であった。このうち、所定内労働時間は152.7時間、対前年同月比3.9%減、所定外労働時間は、14.6時間、対前年同月比8.6%増であった。

3. 雇用の動き

11月の雇用の動きを常用雇用指数によってみると、対前年同月比5.8%減であった。

ベトナムに対する『法的基盤整備』支援について

— 技術協力の現場から —

（再び“東風”吹き始める）

今世紀初頭、フランス植民地からの独立を目指し、200人を越えるベトナムの若き志士がフランス官憲の厳しい警戒網を切り抜け、日本に渡った。所謂“東遊運動”である。あれから90年。再び多くのベトナム人が日本を訪ねている。わが国の技術協力で招かれた研修員たちである。その数は東遊運動を上回りつつある。この中でいま一番注目を集めているのが、『法的基盤整備』研修員の訪日である。

昨年8月、サン司法省次官率いる法整備研修員一行が、2週間の研修を終えて帰国した。一行は、リュウ犯罪行政法局長を筆頭に、フォン最高人民裁判所理事、国会事務局法務専門官など、そうそうたる顔ぶれで、近々抜本的な改正が予定されている、同国刑法典の改正法案の起草者でもある。

法整備に関するベトナム研修員の受け入れは、今回が初めてではない。『民法』分野では既に2年間の受け入れ実績がある。来日した研修員は、何れも司法省を中心とする政府関係部局の幹部職員で、同法案起草を直接手がけた人達でもある。法案は一昨年10月28日ベトナム国会で議決。同国最初の民法として制定され、昨年7月1日から施行に入った。

（“新しい時代の流れ”に沿った法体系の再構築）

民法典の制定を皮切りに、商法はじめ、市場経済移行にともない必要な経済関連の諸法律の立法、ならびに既存の法律の改正が急がれている。昨年8月新たに来日した5名の研修員が手がける刑法典の見直し作業も、かかる流れの一環として位置付けられる。

さて、全条280条からなるベトナムの『刑法典』は1985年6月27日に制定されたベトナム最初の法律である。1945年の独立以降40年間存続した各種の刑事関係の法律を、10年ほど前に整理、集大成したと言われている。制定翌年の1986年12月、第

6回共産党大会において『ドイモイ』政策が導入されたことに伴い、ベトナムは従前の計画経済体制から市場経済体制へと、大きく方向転換を行った。

92年、これらの新しい時代の流れに沿うべく、憲法は抜本的に改正され、その下位の諸法律についても検討が加えられた。この結果、必要な新規法律の立法ならびに、既存の法律の見直し作業が、同時並行的に進められてきた。刑法典の改正はかかる見直しの作業の一環で、ベトナム国会が93年に決議した、同法の抜本的な改正方針を受けて行われるものである。

現在の見込みでは、改正法案は今年4月国会に上程される模様である。このため、5名の研修員は、帰国後一息つく間もなく、改正草案の準備にかかっている。これから先しばし司法省のビルは“不夜城”となる。

その刑法典の改正であるが、これには二つの意味があるように思う。一つは、市場経済体制下において起こり得る新たな犯罪に対応するため、二つ目は、改正後の新憲法にはじめて『基本的人権』の考え方が盛り込まれたことに伴い、これを法典に反映させる必要があるためであると思われる。

（研修にかけるベトナム側の“意気ごみ”）

ところで、先般来日した5名の研修員は、何れも刑法改正案の起草にあたる中心人物で、団長のサン次官はその最高責任者である。筆者も講義の一部を傍聴させてもらったが、彼等の研修にかける“意気ごみ”は、半端なものではなかった。授業での質問も極めて“的”を得ており、対応された法務省の講師陣も大変満足され、心地よい汗を流しておられた。それもそのはず。彼等は来日に先立ち、予めわが国の刑法（英訳）の骨子を一通り理解した上で研修に臨むという熱の入れようである。“用意周到”さには只々脱帽。“技術協力とは、かくあるべきもの”との思いを新たにした次第である。

東京国際研修センター（JICA）

所長 石崎 光夫

『刑法』に関する比較研究という意味では、対象は日本に限ったことではない。ベトナム政府は、これまでも司法省関係者を中心とした法律専門家をタジギスタン等中央アジア諸国はじめ、ドイツ、スイスなど10数か国に送り込み、入念に比較研究を進めてきた経緯がある。

（関心は“日本の経験”にあり）

従って、先般来日した研修員一行は、法律分野のプロ集団であり、これまでも多くの法の制定や改正作業を手がけてきた人達である。彼等が知りたいのは法理論の“イロハ”ではない。日本も明治初期の近代国家生成の段階では、ベトナムと同じように、法律の専門家をヨーロッパ諸国に送り、これらの国々の法律を学ばせ、これらを参考に独自の法律を作り上げた歴史がある。つい120数年前のことである。彼等はこのような“日本の経験”に学びたいのである。

関係国の法律の比較調査が一巡したところで、『“ものの考え方”や“価値観”などが自分たちと最も近い国の法律を選び、これを参考に法案を纏めてみたい』と研修員たちは言う。折角苦労して仕立てた『服』が、着る段になって“ダブダブ”では困るからである。現に1985年、旧ソ連の法律を参考にして作られた現刑法典は、処罰の適用範囲が広過ぎ、裁判官の裁量の余地を与えるなど、人権上、問題もあるようだ。嘗ての宗主国フランスの法典も参照したが、刑罰については最高限度しか規定がなく、同じように問題ありと彼等は指摘する。

その点、日本の法体系の方がベトナム“土壌”により馴染むとの印象を、比較研究の結果深めたようだ。そう言えば、わが国のベトナムに対する法整備支援は、当初は『民法』と『商法』が中心だったように記憶しているが、急遽、『刑法』分野が加えられたのも、このためではないかと筆者は受け止めている。

ベトナム司法省が研修先として日本を選んだ理

由が、もうひとつあるような気がする。前述の通り、日本も明治の近代国家生成の過程で、諸外国の法律を参考に法的インフラを整備した経験がある。例えば、『民法』。これはフランスのナポレオン法を参考に作られたと言われるが、我々の先人はこれを“丸写し”したわけではない。わが国にも徳川時代300年の治世の歴史があり、この中から、新たに生まれた明治の法律の中に受け継がれた思想も多くあると聞いている。

それは単純な作業ではなかった筈。西欧先進国の法律を参考に制定した当該法律が、日本の“土壌”に根づかせるため、大変な努力と創意工夫がなされたに違いない。また、維新後の激動期に作られたこれらの法律を、その後の世の中の動きにどのように噛み合わせ、或いは調整を行ったか？これらの諸点は、研修員たちの最も知りたいところである。

（先人の苦労が思い測られる）

ベトナムに対する『法整備支援』がキッカケとなって、最近、わが国の法整備の歴史に興味を湧いてきた。こんなことでもなかったら紐解くこともなかったろうと思われる関係資料を、いま探し回っている。それを聞きつけた法務総合研究所のさるお方が、親切にも『明治前期の司法について』と題する一冊の著書を筆者に貸してくれた。早速わが家に持ち帰り、むさぼり読んだ。読んでいくうちに、江藤新平など明治の先人による法整備にかける情熱が、手に取るように感じられた。同じような思いを先般来日したベトナム研修員達に感じた。

技術協力の仕事に就いて既に31年。最近つくづく思うことがある。技術協力の仕事は、元来、外向けの仕事であるが、この仕事をしていると、『日本』について考えさせられることが多いことである。『温故知新』ならぬ、『温外知内』とも言うべきか！